

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	大黒屋ホールディングス株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都港区港南四丁目 1 番 8 号
【報告義務発生日】	平成31年 1 月 9 日
【提出日】	平成31年 1 月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	大黒屋ホールディングス株式会社
証券コード	6993
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	大黒屋ホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区港南四丁目1番8号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和10年12月17日
代表者氏名	小川 浩平
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	製造業及び投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部 大村 正文
電話番号	03-6451-4300

（2）【保有目的】

当社発行の第18回新株予約権を、新株予約権発行要領に従い当社が強制取得したことに伴い保有するものであります。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 35,087,700	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 35,087,700	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 35,087,700		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U 35,087,700		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月16日現在）	V 116,976,466
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	23.07
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成31年 1 月 9 日	新株予約権	35,087,700株	23.07	市場外	取得	0.79

第18回新株予約権発行要領第13項(3)において、当社普通株式の5連続取引日の終値の単純平均値が30円以下になった場合、当社は未行使となっている当該新株予約権の全てを発行時の価格と同額で強制的に取得すると定めております。当社による平成31年 1 月 9 日の当該新株予約権の取得は、当該定めに従って行われたものであります。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

第18回新株予約権発行要領第13項(3)において、当社普通株式の5連続取引日の終値の単純平均値が30円以下になった場合、当社は未行使となっている当該新株予約権の全てを発行時の価格と同額で強制的に取得すると定めております。当社による平成31年 1 月 9 日の当該新株予約権の取得は、当該定めに従って行われたものであります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	27,719
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	27,719

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地